

第15回
民事判決情報データベース化検討会
事務局作成資料
(令和6年6月27日)

これまでの会議の経過と本日の会議の内容

○ これまでの会議の経過

第1回～6回：有識者ヒアリング等

第7回～10回：個別の論点に関する議論

第11回～12回：個別の論点に関する再度の議論

第13回～14回：取りまとめ素案に基づく議論

○ 本日の会議の内容と本資料の概要

- ・ パブリックコメントの結果報告（本資料第1）

- ・ 提出された意見に基づく検討（本資料第2）

論点1 基幹データベースに収録する情報の範囲について

論点2 情報管理機関の担い手を確保するための方策について

論点3 情報管理機関の責任に関する免責規定の要否について

第1 パブリックコメントの結果概要

- **実施期間** 令和6年3月29日～令和6年5月10日
- **意見提出方法** インターネット上の意見募集フォーム、電子メール、郵送
- **意見提出者数** 19（個人・団体合計）
- **提出意見数** 128
- **提出された意見の内容** 本検討会資料3のとおり

第2 提出された意見に基づく検討

論点1 基幹データベースに収録する情報の範囲について

論点2 情報管理機関の担い手を確保するための方策について

論点3 情報管理機関の責任に関する免責規定の要否について

第2 提出された意見に基づく検討

論点1 パブリックコメントにおいて、電子裁判書の内容のみならず、当事者から提出された訴訟資料を含めて利活用に供するべきであるとの意見が寄せられた。こうした資料は、基幹データベースを充実したものにする観点からは有益であるとも考えられるが、他方において訴訟当事者のプライバシー等に配慮する必要があることから、当面の間、訴訟資料は基幹データベースへの収録の対象にしないのが適切であると考えられるが、どうか。

第2 提出された意見に基づく検討

論点1（提出された意見の内容）

〔意見の内容〕

今回の検討の対象を民事判決情報に限っているが、判決等の裁判結果情報以外の訴訟関連情報を検討の対象にしている理由は何か。本「素案」の第2等で詳しく述べられている「利用」を、真に実のあるものとするためには、広く訴訟資料の情報を対象に考えるほうが自然に思えるし(実際に、判決書だけでは、事案に即した判例研究などの利用には足りないというのが常識的見解と思われ、現に第2・1にあるように、司法制度改革審議会意見書は、「訴訟の進行に関する情報を含む司法全般に関する情報の公開」を説いているし、また、民事訴訟においてデジタル化されるのは判決書だけではない。むしろ、各手続において積み重ねられたデジタルデータの「仕上げ」データが、判決書なのだと承知している。データベース化を裁判情報の国民への提供の実現へと結びつける大きな条件として考えるならば、判決書以外の裁判情報を対象から除外する理由は、ないのではないか。この点についてどのような議論がなされたのか、本報告書で言及されるよう望むものである。

第2 提出された意見に基づく検討

論点1（論点の説明要旨）

- 本検討会における検討の対象は、令和4年法律第48号による改正後の民事訴訟法の規定に基づき作成される電子裁判書ではあるものの、議論の過程において委員からは、準備書面等の訴訟資料に含まれる情報が裁判の理解に役立つことがあるのではないかとこの視点が示されたこともあった。
- しかしながら、当事者の提出する主張書面には、関連事実として様々な事実関係が主張されることがあるほか、証拠には個人のプライバシーに属する情報や企業の経済活動に関する情報等がより直接的に記載されていることも多くあるため、電子裁判書にとどまらず訴訟資料を含む訴訟記録の全てをデータベース化して広く一般に提供とした場合、当事者等の訴訟活動に萎縮的效果を与えることが懸念される。法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会においても、利害関係のない第三者に裁判所外の端末から訴訟記録の閲覧を認めることに関する議論において、プライバシーや個人情報流出のおそれが高まり、訴えの提起を躊躇させしてしまうのではないかなどといった意見があり、同部会の調査審議を経て取りまとめられた要綱では、電磁的訴訟記録の閲覧等に関し、最高裁判所規則において、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って、裁判所外端末を用いた閲覧等を請求することができるという内容の規律を設けるものとされた。
- また、膨大な訴訟記録をすべて仮名化してデータベース化して提供する場合の作業量は、電子裁判書を対象としたものに比して膨大なものとなることが予想される。
- そうすると、基幹データベースに収録するのは、電子裁判書の内容と、いわゆるメタデータに限り、訴訟資料は当面の間、収録の対象としないのが適切であると考えられるが、どうか。

第2 提出された意見に基づく検討

論点1（再掲）

論点1 パブリックコメントにおいて、電子裁判書の内容のみならず、当事者から提出された訴訟資料を含めて利活用に供するべきであるとの意見が寄せられた。こうした資料は、基幹データベースを充実したものにする観点からは有益であるとも考えられるが、他方において訴訟当事者のプライバシー等に配慮する必要があることから、当面の間、訴訟資料は基幹データベースへの収録の対象にしないのが適切であると考えられるが、どうか。

第2 提出された意見に基づく検討

論点2 パブリックコメントにおいて、情報管理機関を担う民間事業者を確保するためにどのような制度設計が必要かという点を検討項目に加えるべきであるとの意見があった。この点について、本検討会において明示的な論点としたことはなかったものの、民事裁判情報の取得、加工、提供及び管理の各場面において、情報管理機関に配慮した議論が行われてきた。これらの配慮はもちろんのこと、提供料金の設定に当たっても、健全かつ円滑な運用を図るため、必要な損害賠償責任保険を利用するための手数料等の事業運営上のコストを適切に考慮することができるようにする必要があると考えられるが、どうか。

第2 提出された意見に基づく検討

論点2（提出された意見の内容）

〔意見の内容〕

○ 以下の点を検討事項に加えるべきである。

キ 情報管理機関を担う民間事業者を確保するためにどのような制度設計が必要か

そして、この検討事項に基づき具体的に以下の規律を設けるべきである。

・ 上記キに関する検討に基づき、後述する情報管理機関の役員等が個人的な法的責任を負う要件について民法上の特則を設け、国家賠償法1条と同趣旨の規定等を設けるべきである。

○ 上記意見の理由

報告書素案の当該箇所において指摘された次のアないしカの各事項について検討の必要があることに異議はない。いずれも重要な事項である。ただ、制度化に向けた検討事項としては報告書素案記載の6項目（ア 裁判所からどのような民事裁判情報を取得すべきか、イ どのような方法で仮名処理を実施すべきか、ウ 仮名処理後の民事裁判情報をどのような方法で利用者に提供すべきか、エ この過程において民事裁判情報をどのように管理すべきか、オ 事後的な措置はどのような方法で行うべきか、カ こうした業務を行う情報管理機関に対する監督はどのように行うべきか）に限られない。上記キの項目の検討もまた必要と考える。その上で、上記の規律を法規に明示することが必要と思料する。【事務局注：次ページに続く】

第2 提出された意見に基づく検討

論点2（提出された意見の内容）

情報管理機関が本来、国が行う事業を肩代わりするものである以上、国家賠償法の規律と同様の規律を設けることには合理性がある。とりわけ、民法の一般的な規律に従う限りは、情報管理機関の提供行為によって権利を侵害されたと主張する者が損害賠償請求を求める場合、情報管理機関のみならず役員等の情報管理機関構成員個人に対する訴訟を提起することも可能となる。情報管理機関の役員等の構成員に対する個別狙い撃ち的な個人責任追及の損害賠償請求がなされることとなると、構成員となる者を確保できず情報管理機関の組織を維持することも困難になると危惧される。そこで、国家賠償法1条と同様の規律を設け、情報管理機関構成員個人が情報管理機関からの求償に応じなければならないのは故意または重過失が存在する場合に限られることを法令に明記すべきである（注）。あるいは、役員等については、従業員の選任が業務規定に従っており故意・過失がなく、認可を受けた業務規定に従って定めたとおりに監督を行っていれば、事実上、役員個人としての注意義務違反は生じない等の仕組みとすることを法令で定めることも有効と考えられる。

（注） 国家賠償法1条2項と同様の規律を設けるにあたっては、当該規定が賠償責任を負担した国から公務員への求償権に関する規定であることの位置付けが問題となる。最判昭和30・4・19民集9巻5号534頁は、不法行為をした公務員個人は被害者に対し直接に責任を負うものではないとするが、学説上は公務員に故意または重過失があった場合には、その公務員は被害者に対し直接の損害賠償責任を負うとの解釈論も存在している（潮見佳男『基本講義 債権各論Ⅱ 不法行為法（4版）』新世社、2021年、158頁）。そこで、情報管理機関について国家賠償法1条と同様の規律を設けた場合にも、情報管理機関構成員個人が直接に賠償責任を負担するか否かが解釈論上、問題となりうるが、仮にこれを肯定する解釈を取る場合にも、故意または重過失があることを要件とすることにより、個別狙い撃ち的な損害賠償請求を相当程度、抑止することができると解される。

第2 提出された意見に基づく検討

論点2（提出された意見の内容）

- 情報管理機関が万一、第三者から損害賠償責任を求められた場合に情報管理機関自体が破綻しないために、管理機関を担う団体及びその役員について損害賠償責任を補填するための損害賠償責任保険を利用することを可能とする制度設計を行うべきである。具体的には、報告書素案第5の3に記載される提供料金の決定において、責任賠償保険への加入費用等を積算根拠に含めることが機関データベースの健全な運用の観点からは当然の内容となる。この点を今後の議論の過程で確認すべきである。さらに、これと関連するが提供料金の決定は情報管理機関と利用者との間の契約交渉に委ねられる問題であり、情報管理機関が独占的立場から不当に高額な提供料金を定めることは許されないことは当然であるとしても、基幹データベースの利用を通じて一定（ときには高額）の利益を得ようとする民間事業者の存在を想定すれば、情報提供料金について「低廉」であることを徒らに求め、法令による制限を課すことは不要というべきである。

第2 提出された意見に基づく検討

論点2（論点の説明要旨）

- 前記意見の背景には、情報管理機関が利用者に対して民事裁判情報を提供したことを理由として訴訟関係者等が情報管理機関の役職員に対する損害賠償請求を行うおそれがあり、これにより情報管理機関の担い手が確保できなくなるのではないかと懸念があると考えられる。
このような懸念を解消する観点からは、情報管理機関が利用者に提供した民事裁判情報に係る仮名処理が不十分であった場合における不法行為責任の免責等の特則を設けることが考えられるようにも思われるが、この点については、本検討会（第9回）において議論を行ったところ、情報管理機関において所定の手順に沿った仮名処理を行っているのであれば責任を問われる場面が想定し難いことからあえて特則を設ける必要はないなどといった意見があり、免責を認める特則を不要とする点については意見の一致がみられた。
- また、前記意見においては、国家賠償法第1条第2項を参考に、情報管理機関の役職員に対する求償権の行使を制限する旨の規律を設ける必要があると指摘されている。このような規律を設けることは、一面において情報管理機関の役職員が委縮せずに職務を行うことにつながると考えられる。
- しかしながら、本検討会（第9回）において議論されたように情報管理機関が責任を問われることが限定的であるのであれば、役職員への求償を制限する規定についても、これを設ける必要はないと考えられる。上記の議論を前提としても、およそ所定の手順が遵守されていないような場合においては情報管理機関が責任を問われる可能性がないとはいえないものの、こうした場合においてもなお役職員に対する求償権を制限することの必要性・相当性には疑問の余地があるといわざるを得ないと考えられる。そうすると、情報管理機関の役職員に対する求償権を制限する規律を設けることは適切ではないと考えられるが、どうか。【論点2－1】

第2 提出された意見に基づく検討

論点2（論点の説明要旨）

- 他方で、担い手となる民間事業者を確保できるような制度設計をする必要があることは前記意見において指摘されているとおりである。訴訟関係者等による損害賠償請求の懸念があるとすれば、提供料金を定めるに当たって、役員損害賠償責任保険その他必要な損害賠償責任保険を利用することが考えられ、そのための手数料等の事業運営上のコストについては、適切に考慮することができるようにする必要があると考えられるが、どうか。【論点2－2】

第2 提出された意見に基づく検討

論点2（参考）

（参照条文）

○ 国家賠償法（昭和二十二年法律第百二十五号）

第一条 国又は公共団体の公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

② 前項の場合において、公務員に故意又は重大な過失があつたときは、国又は公共団体は、その公務員に対して求償権を有する。

○最高裁昭和49年(オ)第1073号同51年7月8日第一小法廷判決・民集30巻7号689頁（裁判所ウェブサイトから抜粋）

使用者が、その事業の執行につきなされた被用者の加害行為により、直接損害を被り又は使用者としての損害賠償責任を負担したことに基づき損害を被つた場合には、使用者は、その事業の性格、規模、施設の状況、被用者の業務の内容、労働条件、勤務態度、加害行為の態様、加害行為の予防若しくは損失の分散についての使用者の配慮の程度その他諸般の事情に照らし、損害の公平な分担という見地から信義則上相当と認められる限度において、被用者に対し右損害の賠償又は求償の請求をすることができるものと解すべきである。

第2 提出された意見に基づく検討

論点2（再掲）

論点2 パブリックコメントにおいて、情報管理機関を担う民間事業者を確保するためにどのような制度設計が必要かという点を検討項目に加えるべきであるとの意見があった。この点について、本検討会において明示的な論点としたことはなかったものの、民事裁判情報の取得、加工、提供及び管理の各場面において、情報管理機関に配慮した議論が行われてきた。これらの配慮はもちろんのこと、提供料金の設定に当たっても、健全かつ円滑な運用を図るため、必要な損害賠償責任保険を利用するための手数料等の事業運営上のコストを適切に考慮することができるようにする必要があると考えられるが、どうか。

論点2－1 情報管理機関の役職員に対する求償権を制限する規律を設けることは適切ではないと考えられるが、どうか。

論点2－2 提供料金を定めるに当たって、役員損害賠償責任保険その他必要な損害賠償責任保険を利用することが考えられ、そのための手数料等の事業運営上のコストについては、適切に考慮することができるようにする必要があると考えられるが、どうか。

第2 提出された意見に基づく検討

論点3 パブリックコメントにおいて、情報管理機関の不法行為責任等につき、他の法令を参考として、①情報管理機関が提供した民事裁判情報に係る仮名処理が不十分であった場合の責任を制限する、②情報管理機関が事後的な措置のために民事裁判情報の提供を中止するなどの措置を講じたときに利用者に対する責任を制限するなどといった方策を講じるべきであるとのとの意見があった。①の点については、本検討会においても議論が行われ、責任を制限する特則を設ける必要はないとの結論に達したところであるが、②の点についてどのように考えるか。

第2 提出された意見に基づく検討

論点3（提出された意見の内容）

〔意見の内容〕

○ 事後的な措置が要請されるのは一定の要件を満たす場合に限られるべきであるが、その場合でも事後的な措置を適切に行った場合には情報管理機関に賠償責任が生じないとの規律を明文化すべきである。具体的には、「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」3条を参考として以下のような規定を設けることが考えられる。

- 1 情報管理機関の不十分な仮名化処理等による民事裁判情報（以下「当該情報」という。）の提供によって一定の個人の権利が侵害されたときでも、より適切な仮名化処理を行うことが技術的に可能な場合であって、以下のアまたはイのいずれかに該当するときでなければ、賠償の責に任じない。
 - ア 情報管理機関が当該情報の流通によって一定の個人の権利が侵害されていることを知っていたとき
 - イ 情報管理機関が当該情報の流通を知っていた場合であって、当該流通によって一定の個人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足る相当の理由があるとき
- 2 情報管理機関が情報の提供を中止するなどの措置を講じたことにより当該措置により利用者に生じた損害については、当該措置が当該情報の流通を防止するために必要な限度において行われた場合であって、情報管理機関が利用者による情報の流通によって一定の個人の権利が不当に侵害されていると信じるに足る相当の理由があったときは、賠償の責に任じない。

第2 提出された意見に基づく検討

論点3（論点の説明要旨）

- 情報管理機関が利用者に提供した民事裁判情報に係る仮名処理が不十分であった場合における不法行為責任の免責等の特則の要否については、本検討会（第9回）においても特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律を参照しつつ議論を行ったが、多種多様かつ膨大な情報を扱う特定電気通信役務提供者と、民事裁判情報という特定の種類の限られた情報を扱う情報管理機関を同様に扱うことはできないように思われるとの意見があった。また、免責を認める特則を不要とする点について意見の一致がみられたことは前記のとおりである。
- 前記意見においては、訴訟関係者等との関係のみならず、利用者との関係において、情報管理機関が所要の必要性に基づいて利用者に対する民事裁判情報の提供を停止した場合の免責が必要ではないかと指摘されている。
この点について検討すると、情報管理機関は、利用者に対し、契約（提供契約）に基づいて民事裁判情報を提供することになるところ、前記意見において指摘されたようなやむを得ない事情による情報提供の停止については、情報管理機関が債務不履行責任を負うことのないように契約内容が定められることが想定される。こうした契約内容の合理性が問題になることが考えられないではないが、この提供契約は、本検討会において検討してきた制度を前提として締結されるものであり、制度上、情報管理機関が事後的に追加的な仮名処理を行うことがあり得るのであれば、一定の処理を行う間、当該民事裁判情報の提供は停止せざるを得ないことから、このような場合に情報管理機関が債務不履行責任を負わないようにする規定は、合理性のあるものと評価できると考えられる。そうすると、情報管理機関が所要の必要性に基づいて利用者に対する民事裁判情報の提供を停止した場合について、免責をする旨の規定を設ける必要はないと考えられるが、どうか。

第2 提出された意見に基づく検討

論点3（参考）

（参照条文）

- 特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）

（損害賠償責任の制限）

第三条 特定電気通信による情報の流通により他人の権利が侵害されたときは、当該特定電気通信の用に供される特定電気通信設備を用いる特定電気通信役務提供者（以下この項において「関係役務提供者」という。）は、これによって生じた損害については、権利を侵害した情報の不特定の者に対する送信を防止する措置を講ずることが技術的に可能な場合であって、次の各号のいずれかに該当するときでなければ、賠償の責めに任じない。ただし、当該関係役務提供者が当該権利を侵害した情報の発信者である場合は、この限りでない。

- 一 当該関係役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知っていたとき。
- 二 当該関係役務提供者が、当該特定電気通信による情報の流通を知っていた場合であって、当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が侵害されていることを知ることができたと認めるに足りる相当の理由があるとき。

2 （略）

第2 提出された意見に基づく検討

論点3（参考）

（損害賠償責任の制限）

第三条（略）

2 特定電気通信役務提供者は、特定電気通信による情報の送信を防止する措置を講じた場合において、当該措置により送信を防止された情報の発信者に生じた損害については、当該措置が当該情報の不特定の者に対する送信を防止するために必要な限度において行われたものである場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、賠償の責めに任じない。

- 一 当該特定電気通信役務提供者が当該特定電気通信による情報の流通によって他人の権利が不当に侵害されていると信じるに足りる相当の理由があったとき。
- 二 特定電気通信による情報の流通によって自己の権利を侵害されたとする者から、侵害情報、侵害されたとする権利及び権利が侵害されたとする理由（以下この号において「侵害情報等」という。）を示して当該特定電気通信役務提供者に対し侵害情報の送信を防止する措置（以下この号において「送信防止措置」という。）を講ずるよう申出があった場合に、当該特定電気通信役務提供者が、当該侵害情報の発信者に対し当該侵害情報等を示して当該送信防止措置を講ずることに同意するかどうかを照会した場合において、当該発信者が当該照会を受けた日から七日を経過しても当該発信者から当該送信防止措置を講ずることに同意しない旨の申出がなかったとき。

第2 提出された意見に基づく検討

論点3 (参考)

- 総務省総合通信基盤局消費者行政第二課『第3版 プロバイダ責任制限法』53～54ページ

(第3条第2項の逐条解説部分)

⑧ 規定の性格

本項の規定は、特定電気通信役務提供者が情報の送信を防止する措置を講じた場合に発信者に対して負いうる責任に関するものであるが、特定電気通信役務提供者と発信者とは契約関係にある場合、例えば、契約約款等により別の定めをしている場合も少なくないと考えられる。本項の規定は、その場合の当事者間の取決めに排除する趣旨ではないので、その性質は、あくまで任意規定に当たるものと考えられる。もっとも、民法その他の法律における強行規定の適用があることはもちろんであり、特定電気通信役務提供者と発信者の間の免責の定めが著しく正義に反するというような極端な場合には、民法第90条の公序良俗違反として当該特約の効力は否定され、その結果として、本法律の規定が適用されることになるものと解される。

第2 提出された意見に基づく検討

論点3（再掲）

論点3 パブリックコメントにおいて、情報管理機関の不法行為責任等につき、他の法令を参考として、①情報管理機関が提供した民事裁判情報に係る仮名処理が不十分であった場合の責任を制限する、②情報管理機関が事後的な措置のために民事裁判情報の提供を中止するなどの措置を講じたときに利用者に対する責任を制限するなどといった方策を講じるべきであるとのとの意見があった。①の点については、本検討会においても議論が行われ、責任を制限する特則を設ける必要はないとの結論に達したところであるが、②の点についてどのように考えるか。